

教育・保育の提供体制等について

(子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画としての教育・保育の提供体制)

1 区域の設定

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 62 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、県区域を以下のとおり定めます。

(1) 基本的な考え方

県区域の設定に際して、以下を勘案します。

- 市町村が定める教育・保育の提供区域
- 市町村を超えた利用の実態及び利用量の見込み
- 需給調整及び広域調整への影響

(2) 県区域の設定

(1) の基本的な考え方に基づき、県区域の設定区分ごとに次のとおり設定します。

1号認定
幼稚園や認定こども園においては、市町村域を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を 1 区域に設定します。
2号認定、3号認定
各市町村単位での需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村単位で設定されていることから、各市町村を 1 区域に設定します。

※保育・教育給付における子どもの認定区分（法 19 条第 1 項）

認定区分	認定要件	利用施設
1号	3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
2号	3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号	3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、地域型保育施設

2 教育・保育の提供体制の確保

(1) 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保の内容に関する基本的な考え方

各市町村は、教育・保育の量の算定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査などを実施し、現在の保育・教育施設の利用状況や、今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。その結果に基づき、地域の実情を踏まえて、市町村子ども・子育て会議で審議を行い、各年度毎に認定区分ごとの量の見込みとその確保策を定めています。

これを踏まえて、本計画における教育・保育の量の見込み・確保策の算定に当たっては、以下の考え方に基づき定めます。

- ① 県計画における量の見込み・確保方策は、各市町村計画における数値を県区域ごとに集計します。

各市町村計画における量の見込み・確保方策の計＝ 県計画における量の見込み・確保方策
--

- ② 市町村の設定区域を超えた教育・保育が必要となった場合で、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合には、県は必要に応じて広域調整（市町村間における調整）を行います。
- ③ 県境など隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受けて、関係する県との間で調整を行います。
- ④ 預かり保育や認可外保育施設等の広域利用が見込まれる子育てのための施設等利用給付については、市町村間の連携が整うように県から情報提供等を積極的に行います。

（２）子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保の内容

（１）の基本的な考え方を踏まえた各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の県全域の内容については、下記のとおりです。

① １号認定

（単位：人）

	量の見込み	確保方策		
	1号認定	計	特定教育・保育施設	国立大学附属幼稚園
令和7年度	1,286	2,303	2,179	124
令和8年度	1,236	2,303	2,179	124
令和9年度	1,174	2,301	2,177	124
令和10年度	1,130	2,301	2,177	124
令和11年度	1,114	2,301	2,177	124

② ２号認定

（単位：人）

	量の見込み	確保方策			
	2号認定	計	特定教育・保育施設	地域型保育事業	認可外保育施設
令和7年度	11,066	13,633	13,583	26	24
令和8年度	10,613	13,609	13,561	24	24
令和9年度	10,057	13,541	13,496	21	24
令和10年度	9,694	13,530	13,482	24	24
令和11年度	9,494	13,532	13,484	24	24

③ 3号認定

(単位：人)

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (2歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和7年度	3,276	4,111	3,980	117	14
令和8年度	3,021	4,108	3,979	115	14
令和9年度	3,172	4,104	3,974	116	14
令和10年度	3,085	4,102	3,970	118	14
令和11年度	3,010	4,102	3,969	119	14

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (1歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和7年度	2,621	3,435	3,269	154	12
令和8年度	2,775	3,435	3,268	155	12
令和9年度	2,696	3,428	3,259	157	12
令和10年度	2,623	3,424	3,257	155	12
令和11年度	2,565	3,424	3,256	156	12

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (0歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和7年度	1,280	2,003	1,860	138	5
令和8年度	1,258	1,998	1,852	141	5
令和9年度	1,234	1,992	1,846	141	5
令和10年度	1,201	1,986	1,845	136	5
令和11年度	1,178	1,986	1,843	138	5

3 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

どこに住んでいても質の高い教育・保育を受けることができる体制の確保を目指しています。特に、保育所・幼稚園のいずれかしかない市町村では、地域の教育・保育ニーズに柔軟に対応できる保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」の設置が必要です。

【参考】

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※「幼保連携型認定こども園」は教育・保育双方の高い専門性を兼ね備えていることから、その設置を推進します。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期 県全域の目標設置数及び設置時期を、次のとおり定めます。

	令和6年 4月現在	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
幼保連携型	20	21	21	22	22	22
幼稚園型	18	18	18	18	18	18
保育所型	6	6	6	6	7	7
地方裁量型	2	3	3	3	3	3
合計	46	48	48	49	50	50

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 財政的な支援

- ・国の補助制度等を活用し、施設整備等に対する支援を行います。
- ・幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれかしか持たない者について、免許及び資格取得の支援を行い、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を推進します。

(イ) 情報提供・相談支援

- ・県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行います。

（２）教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

原則、３歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」について、満３歳以降においても適切な教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との連携が不可欠です。事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施などによる取組を行います。

（３）認定こども園、保育所及び幼稚園と小学校との接続

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実

各保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援などを行うとともに、市町村の主体的な取組を促し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させていきます。

②保幼小の円滑な連携・接続の推進

モデル地域の実践を収録したＤＶＤの活用やシンポジウムの開催などを通じて、モデル地域に準じた「学びをつなぐ」取組の県内全域への普及に取り組みます。

③親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を支援します。

④スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞

厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に５歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進します。

（４）保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保

① 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の現状

保育士及び保育教諭の総数は、令和２年には正規職員・臨時職員・パート職員の総数は4,395人でしたが、令和６年は4,328人となっており、67人の減となっています。

また、職員の内訳では、正規職員数が令和２年と比較して11人減少、臨時職員は83人減少する一方、パート職員は27人増加となっており、全職員に占める正規職員の割合はほぼ横ばいの状態で推移しています。

一方、幼稚園教諭の人数は、令和２年は384人でしたが、令和６年は366人となっており、減少傾向となっています。

(ア) 保育士数の推移(保育所等)

(単位:人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6	対R2
常 勤	正規職員	1,904	1,919	1,914	1,940	1,857	△ 47 (97.5%)
	(対前年度)		15	△ 5	26	△ 83	
	臨時職員	1,381	1,341	1,305	1,275	1,264	△ 117 (91.5%)
	(対前年度)		△ 40	△ 36	△ 30	△ 11	
	計	3,285	3,260	3,219	3,215	3,121	△ 164 (95.0%)
	(対前年度)		△ 25	△ 41	△ 4	△ 94	
パート		816	803	810	826	827	11 (101.3%)

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

(イ) 保育教諭数の推移(幼保連携型認定こども園)

(単位:人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6	対R2
常 勤	正規職員	186	200	202	218	222	36 (119.4%)
	(対前年度)		14	2	16	4	
	臨時職員	61	71	78	82	95	34 (155.7%)
	(対前年度)		10	7	4	13	
	計	247	271	280	300	317	70 (128.3%)
	(対前年度)		24	9	20	17	
パート		47	61	61	59	63	16 (134.0%)

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

(ウ) 幼稚園教諭数の推移(幼稚園)

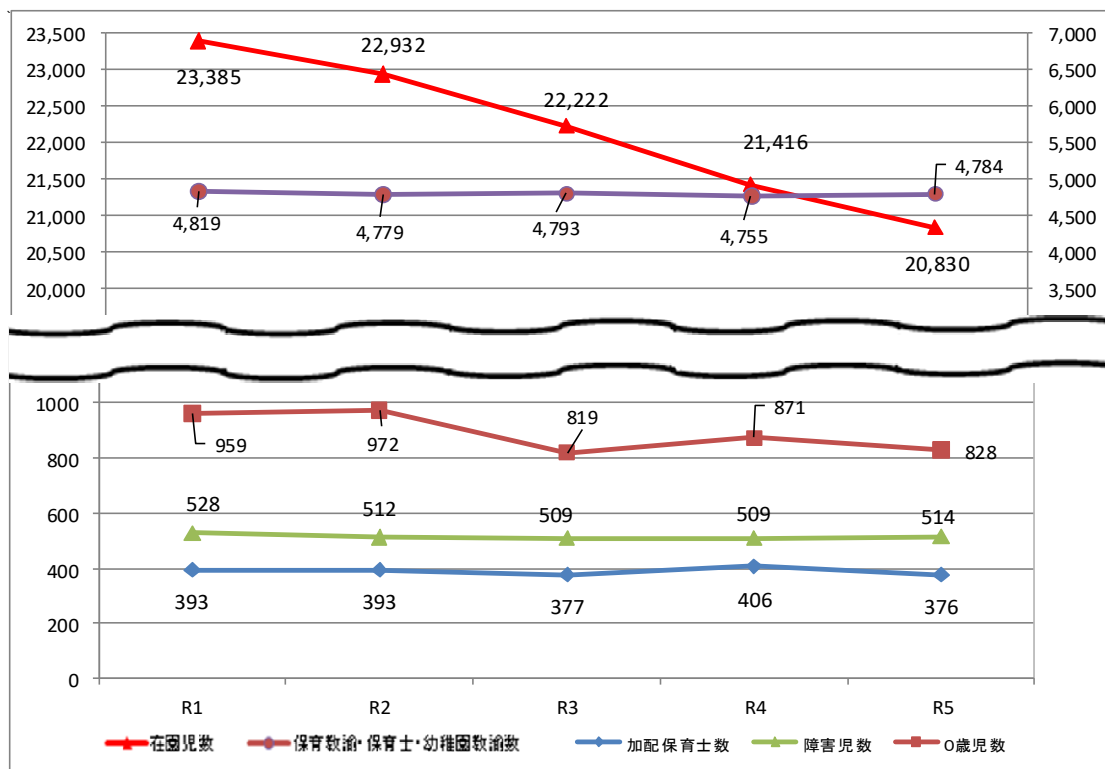
(単位:人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	対R2
本務者	310	308	294	299	284	△ 26 (91.6%)
国公立	82	72	60	62	56	△ 26 (68.3%)
私立	228	236	234	237	228	0 (100.0%)
兼務者	74	90	91	85	82	8 (110.8%)
国公立	24	28	27	29	26	2 (108.3%)
私立	50	62	64	56	56	6 (112.0%)
計	384	398	385	384	366	△ 18 (95.3%)

※学校基本調査(国調査)

② 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保に伴う課題

(ア) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭数及び在園児数の推移



※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

(イ) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭数は不足しているか

(単位：人)

	R6.4.1時点				R6.9.1時点			
	はい		いいえ		はい		いいえ	
幼保連携型認定こども園	1	5.0%	19	95.0%	2	20.0%	8	80.0%
保育所	22	10.3%	192	89.7%	38	17.8%	176	82.2%
幼稚園	0	0.0%	11	100.0%	0	0.0%	11	100.0%
連携型外認定こども園	3	11.5%	23	88.5%	3	11.5%	23	88.5%
地域型保育事業所	0	0.0%	33	100.0%	0	0.0%	33	100.0%
合計	26	8.6%	278	91.4%	43	14.6%	251	85.4%

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(R6県調査)

(ウ) (イ) で「はい」とした保育士・保育教諭・幼稚園教諭の不足人数

(単位：人)

	R6.4.1時点						R6.9.1時点					
	障害児加配	家庭支援加配	延長・土曜保育等	産育休・病休代替	その他		障害児加配	家庭支援加配	延長・土曜保育等	産育休・病休代替	その他	
幼保連携型認定こども園	2	0	0	0	2		3	0	0	0	0	3
保育所	30	6	3	3	14		46	10	4	3	6	23
幼稚園	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
連携型外認定こども園	7	5	0	2	0		9	6	0	2	1	0
地域型保育事業所	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
合計	39	11	3	5	16		58	16	4	5	7	26

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(R6県調査)

(工) 正規職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の採用人数 （単位：人）

	R5.4.1採用	R6.4.1採用
幼保連携型認定こども園	16	12
保育所	71	60
幼稚園	3	3
連携型外認定こども園	39	28
地域型保育事業所	8	6
合計	137	109

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

前頁の②（ア）の表のとおり、入所児童数は年々減少していますが、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の職員総数は、保育ニーズの多様化を背景にほぼ横ばいの状態で推移しています。

また、障害児や特別な支援が必要な児童についてもほぼ横ばいの状態であり、令和５年度には1,599人が在籍しています。このような児童に対応するために配置する保育士には、専門的な知識が求められることなどから、人材の十分な確保につながりにくいうえに、年度途中の児童の受入に要する保育士の確保は人材不足から難しい状況です。

個別対応での支援を要することから、正規職員が対応した場合には、その職員の代替となる職員が必要です。また、新たにその児童に対応する職員が必要となる場合もあり、いずれの場合も、年度途中からの対応が必要となります。

さらに、0歳児については、国が定める職員の配置基準（最低基準）が、乳児3人に対し職員1人となっていることに加え、年度途中の入所が多いことから、年度途中での保育士の雇用が必要となりますが、この場合、年度末までの短期雇用期間となることなどから、人材の確保が難しい状況にあります。

このように、年度当初の段階では、入所児童数に対して法で定められている最低基準の職員数は確保しているものの、障害児等や延長保育などに対応する加配職員がやや不足する状況となっています。

また、年度の途中では、新たに入所する0歳児に対応する職員や、日々の保育等で判明する特別な支援が必要な児童に対応する職員が不足する状況となっています。

施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと、さらに障害等で特別な支援が必要となる児童の把握が難しいことなどの要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況です。

また、前頁表（イ）（ウ）のように1割前後の施設では、「不足している」と答えており、この職員の不足に対して、令和５年４月及び令和６年４月の正規職員の採用状況は前頁の（工）のとおりとなっています。

正規職員の採用人数は、令和５年４月と比較すると令和６年４月は減少しており、県中央部においては募集人数に対して数倍の応募人数が集まりますが、中山間の地域では募集人数程度しか集まらず選考ができない場合もあるなど、人の確保が困難な地域も発生しています。

③ 確保方策について

(ア) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭の必要数について（臨時職員やパート職員を含む）

保育士・保育教諭・幼稚園教諭の必要数

（単位：人）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
保育士	3,987	3,940	3,881	3,847	3,820
保育教諭	383	376	373	371	371
幼稚園教諭	327	325	321	318	317
合計	4,697	4,641	4,575	4,536	4,508

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査（R6 県調査）※常勤換算の人数から実人数を推計

正規職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の年齢構成

（単位：人）

	20歳以上30歳未満		30歳以上40歳未満		40歳以上50歳未満		50歳以上55歳未満		55歳以上		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
保育士	461	24.8%	559	30.1%	482	26.0%	203	10.9%	152	8.2%	1,857
保育教諭	77	34.7%	66	29.7%	43	19.4%	18	8.1%	18	8.1%	222
幼稚園教諭	83	37.9%	50	22.8%	41	18.7%	22	10.0%	23	10.5%	219
合計	621	27.0%	675	29.4%	566	24.6%	243	10.6%	193	8.4%	2,298

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

保育教諭（幼保連携型認定こども園における職員）については、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有していることが必要です。

現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育士・幼稚園教諭の約 9 割の近くの職員は両方の資格を持っていますが、幼保連携型認定こども園に勤務している者又は勤務を予定している者で、どちらか一方の資格しか持っていない職員は、令和 11 年度末までに資格を取る必要があります。

保育士、保育教諭及び幼稚園教諭の必要数については、今後減少する見込みとなっていますが、今後 5 年間で約 190 名の正規職員の退職が見込まれることから、退職者の補充も課題となっており、人材を継続して確保していくためには、在職者及び新規採用者の定着化（離職防止）を促進する必要があります。

加えて、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、保育所等の職員配置基準が、4・5 歳児は 30 対 1 から 25 対 1 に、3 歳児は 20 対 1 から 15 対 1 に改善されました。現在は経過措置により旧基準の配置も可能となっていますが、今後は新基準への対応が必要となる見込みです。

今後、1 歳児についても 6 対 1 から 5 対 1 へと改善される見込みであること、また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が本格実施となることも踏まえると、さらなる保育士等の確保が必要です。

(イ) 今後の取組について

このような状況から、保育士・保育教諭・幼稚園教諭について次のように確保を図るよう努めます。

保育士等の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を引き続き促進します。

保育士等の離職防止を図るため、保育士の補助を行う職員の配置への支援や、経営者を対象とした業務改善研修など、保育士等の業務負担の軽減に取り組みます。

また、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、保育職場に特化した就職相談会など、事業者と求職者とのマッチングの強化や、UI ターン希望者の保育職場への招き入れ等、積極的に支援します。

保育士修学資金の貸付により、保育士資格取得を目指す学生を支援するほか、未就園児を持つ保育士の子どもの保育料等や、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用等についても貸付を行います。

4 人材育成、資質向上の取組

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実

各保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援などを行うとともに、市町村の主体的な取組を促し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させます。

② 保幼小の円滑な連携・接続の推進

保幼小の円滑な連携・接続に向け、モデル地域における「架け橋期（5歳児～1年生）のカリキュラムづくり」の成果の普及を通じて、県内全域の「学びをつなぐ」取組を支援します。

(2) 親育ち支援の充実

① 保育者の親育ち支援力の向上

保育所・幼稚園等において日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村と親育ち支援を推進する親育ち支援地域リーダーとの連携や、園内の親育ち支援を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

② 保護者の子育て力向上のための支援の充実

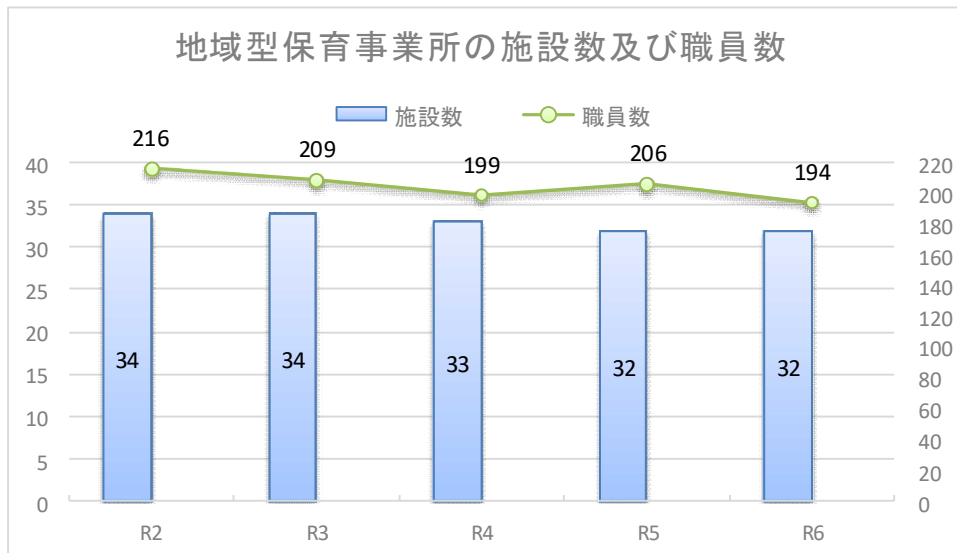
保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方、望ましい生活習慣について、保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修の実施支援を行うなど、保護者の子育て力向上のための支援を充実させます。

5 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員は、保育士又はその他保育に従事する職員（子育て支援員等）として市町村長が行う研修を修了した者とされています。研修は、県が主体となり国が示す「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づいて実施しています。

令和6年4月現在の施設数は32施設となり、これまでの5年間で2施設減少しています。また職員数（保育士、家庭的保育者及び子育て支援員を含む）も微減しています。

6ページにある「(イ) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭は不足しているか」では、地域型保育事業所において職員数は不足していない状況です。



※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

しかしながら、平成 28 年 7 月に「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正を行い、保育所等の職員配置について児童が少数となる朝夕等の時間帯等に子育て支援員を置くことが可能となる特例を設けたことで、子育て支援員の従事範囲が広がったことから、保育所等において子育て支援員へのニーズが高まっています。こうした状況を踏まえ、引き続き研修を実施し、子育て支援員を養成していきます。

研修終了者の状況

（単位：人）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
子育て支援員 （地域保育コースのうち、地域型保育を修了している者）	62	53	84	78	60
（累計）	(490)	(543)	(627)	(705)	(765)
家庭的保育者	0	0	0	0	0
（累計）	(25)	(25)	(25)	(25)	(25)

6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする事業です。令和 8 年度から新たな給付として全市町村で実施します。

各年度における量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

（単位：人）

区分		R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	量の見込み	91	91	90	88
	確保方策	116	117	117	116
1 歳児	量の見込み	50	49	49	48
	確保方策	110	110	110	110
2 歳児	量の見込み	35	36	35	34
	確保方策	97	97	96	96

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めます。

併せて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

7 教育・保育情報の公表

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

【基本的な公表項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、連絡先、設立年月日、代表者の氏名等）○施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、連絡先、事業所番号、管理者の氏名等）○従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数、免許・資格等）○教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、運営方針、教育・保育の内容等）○利用料等に関する事項○教育・保育の内容に関する事項（権利擁護等のために講じている措置、相談・苦情等の対応）○施設等の運営状況に関する事項（安全・衛生管理措置、情報管理・個人情報保護等）○その他知事が必要と認める事項 |
|--|